平成２２年（フ）第２５８５号
名古屋市中川区中島新町２丁目801番地　県営中川住宅１棟702号
債務者　番匠　保子（旧姓丹澤）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５４号
山形県西置賜郡飯豊町大字中768番地の27
債務者　安部ハルエ
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２３５号
埼玉県行田市佐間３丁目15番９号
債務者　板坂　俊彦
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２８４号
千葉県八街市八街ほ667番地22　成島マンション101号室
債務者　染谷二三男
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２９１号
千葉県富里市七栄576番地91
債務者　三山　正芳
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２９３号
千葉県白井市桜台２丁目３番３棟303号
債務者　鈴木　勇一
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３００号
千葉県白井市冨士１番地の19
債務者　芳林　良子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３０４号
千葉県八街市八街に185番地60
債務者　上原　和仁
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３１２号
千葉県佐倉市西志津８丁目20番９号
債務者　島田　　徹
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３１３号
千葉県佐倉市西志津８丁目20番９号
債務者　島田　圭子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３１８号
千葉県佐倉市田町１番地１
債務者　深水　健太
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３２０号
千葉県成田市吾妻１丁目23番地１雇用促進住宅405号
債務者　中村　昌史
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３２６号
千葉県佐倉市臼井田2310番地１　テラス登坂７号室
債務者　三上　良和
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３２７号
千葉県佐倉市臼井田2310番地１　テラス登坂７号室
債務者　三上　　愛（旧姓田邉）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第６８３号
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1138番地５
債務者　加藤　圭子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１３４８号
名古屋市緑区桃山４丁目201番地　ももやま荘412号
債務者　水野　照子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２６０号
名古屋市中村区岩塚本通１丁目47番地　クレストハイツ岩塚501号
債務者　川島　正俊
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１７号
静岡県富士宮市東町20番１号、前住所静岡県富士宮市宮原747番地の１　ライスポート富士102号室、前々住所静岡県富士宮市猪之頭1101番地の22
債務者　勝亦　裕貴
1　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月11日午前10時
静岡地方裁判所富士支部